

北子2第 722 号  
令和2年4月28日

保護者各位

北谷町長 野国 昌春  
( 公 印 省 略 )

「新型コロナウイルス感染症沖縄県緊急事態宣言」発令による認可保育施設における一層の登園自粛要請について（通知）

平素より、保育行政に格別のご理解・ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

みだしの件について、本町では令和2年4月14日付北子2第419号「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた、認可保育施設における登園自粛の要請について（通知）」にて、**家庭でお子様を見るのが可能な家庭に対し、可能な限りの登園自粛を要請してきたところ**です。

しかしながら、沖縄県内の感染状況と緊急事態宣言発令を踏まえ、これまで以上に登園を自粛していただきますよう強く要請いたします。

認可保育施設は、引き続き感染の予防に留意し、原則開所しておりますが、「育児休業」「産前・産後」「求職活動中」「休業中」「在宅勤務」「お仕事がお休みの方」等、家庭でお子様を見るのが可能な家庭は、特段の事情がない限り、登園を自粛していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

在宅勤務の方におかれましても、家庭でお子様を見る事が可能な方につきましては登園自粛にご協力お願い致します。

なお、保護者の就労等により、真に認可保育施設の利用が必要な方の登園自粛をお願いするものではありません。就労等により、やむを得ず保育が必要な方は、引き続き利用いただけます。その場合においても、早めのお迎え等、必要最低限の利用にご協力お願い申し上げます。

皆さまには大変なご不便をおかけしますが、お子様、保護者様、保育施設で勤務する職員の健康を守るため、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 1 登園自粛要請期間

令和2年4月14日（火）～令和2年5月14日（木） ※ただし、上記は状況に応じ変更される場合があります。

#### 2 登園自粛した場合の保育料等の取扱いについて

- 保育料について 0歳～2歳児の保育料については、欠席日数に応じて日割りによる減免措置を行います。
- 給食費について 各施設にお問合せください。

※今後、国や県、市町村の動向により、変更となる場合があります。

その際には、改めてホームページ等でお知らせします。

担当 子ども家庭課 保育所担当 (098) 936-1234 (内線 2323、2324)